

改正後

現行

(3) スーパーバイズ・権利擁護機能強化事業

高度な専門性をもった学識経験者や警察官〇Ｂ等の実務経験者からの援助を受けることにより、児童相談所におけるスーパーバイズ・権利擁護機能を強化するものである。なお、学識経験者等の役割は、次に掲げるいずれかの業務を行うものとする。

ア 多問題家族、施設内虐待など高度な専門的対応や組織的な対応が必要となるケースについて、その家族及び施設入所中の子ども（一時保護中の子どもを含む。）等に対し、専門的技術的助言・指導等を行うものとする。また、臨検又は捜索に係る許可状の請求等に当たって、その円滑な請求等が可能となるよう助言等を行うものとする。

イ 施設における援助状況の実態把握・評価や施設援助のあり方等に対する専門的技術的助言・指導等を行うものとする。また、施設における第三者評価事業と連携することにより、入所者の援助の向上等を図るものとする。

ウ 問題が複雑で援助方針や自立支援計画を立てるために専門的判断などが必要なケース等に対して専門的技術的助言・指導等を行うものとする。

エ 虐待等による子どもの死亡事例を未然に防ぐとともに、子どもの権利擁護に関する意識を高めるため、援助困難事例における会議や死亡事例検証委員会等を開催するにあたっては、専門的技術的助言・指導等を行うものとする。

(4) 一時保護機能強化事業

一時保護所が有する行動観察や短期入所指導の機能を充実・強化するため、実務経験者である児童指導員〇Ｂ、教員〇Ｂ、警察官〇Ｂ、看護師及び心理士などによる一時保護対応協力員を配置し、的確な心身の状態把握・評価（アセスメント）を行い、一時保護中の子どもに適切な教育、医療的・心理的支援などを実施することにより、子どもの健全育成の推進や一時保護所が抱えている問題の改善を図るものである。

一時保護対応協力員は、一時保護所に置き、所長の監督を受け、次に掲げるいずれかの業務を行うものである。また、必要に応じ委託一時保護先に派遣することもできる。

ア～エ 略

オ 疾病や障害を有する乳幼児等に対する保健・医療面への対応

(5) 24時間・365日体制強化事業

児童相談所は、児童相談に関する役割を担う市町村を後方支援するこ

(3) スーパーバイズ・権利擁護機能強化事業

高度な専門性をもった学識経験者や実務経験者からの援助を受けることにより、児童相談所におけるスーパーバイズ・権利擁護機能を強化するものである。なお、学識経験者等の役割は以下のとおり。

ア 多問題家族、施設内虐待など高度な専門的対応や組織的な対応が必要となるケースについて、その家族及び施設入所中の子ども（一時保護中の子どもを含む。）に対し、専門的技術的助言・指導等を行うものとする。

イ 施設における援助状況の実態把握・評価や施設援助のあり方等に対する専門的技術的助言・指導等を行うものとする。また、施設における第三者評価事業と連携することにより、入所者の援助の向上等を図るものとする。

ウ 問題が複雑で援助方針や自立支援計画を立てるために専門的判断などが必要なケース等に対して専門的技術的助言・指導等を行うものとする。

エ 虐待等による子どもの死亡事例を未然に防ぐとともに、子どもの権利擁護に関する意識を高めるため、援助困難事例における会議や死亡事例検証委員会等を開催するにあたっては、専門的技術的助言・指導等を行うものとする。

(4) 一時保護機能強化事業

一時保護所が有する行動観察や短期入所指導の機能を充実・強化するため、実務経験者である児童指導員〇Ｂや教員〇Ｂなどによる一時保護対応協力員を配置し、的確な実態把握・評価（アセスメント）を行い、子どもに適切な支援、教育、心理治療を実施し、子どもの健全育成の推進や一時保護所が抱えている問題の改善を図るものである。

一時保護対応協力員は、一時保護所に置き、所長の監督を受け、次の業務を行うものである。また、必要に応じ委託一時保護先に派遣することもできる。

ア～エ 略

(5) 24時間・365日体制強化事業

児童相談所は、児童相談に関する役割を担う市町村を後方支援するこ

改正後

とを踏まえ、夜間休日を問わず、いつでも相談に応じられる体制の整備を図るため、24時間・365日体制対応協力員を配置するものである。

ア 24時間体制強化については、児童相談所が各々の通常の開所時間外の時間帯に、365日体制強化については、児童相談所が閉所している祝休日に、相談援助技術や相談援助活動経験のある児童相談所OB職員、警察官OB等の非常勤職員等を配置し、随時直接相談に応じられる体制を図るものとする。

イ 略

3 略

第4～8節 略

第7章 各種機関との連携

第1節 各種機関との連携の重要性

(1)～(4) 略

(5) このため、平成16年児童福祉法改正法により、地方公共団体は、要保護児童の適切な保護を図るため、関係機関等により構成され、要保護児童及びその保護者に関する情報等の交換や要保護児童等に対する支援内容の協議を行う要保護児童対策地域協議会を置くことができることとされ、さらに平成19年の児童福祉法改正により、当該協議会の設置が努力義務とされたところである。

(6)～(10) 略

第2節 市町村との関係

1 略

2. 個別的事項

(1)～(8) 略

(9) 平成19年の児童福祉法改正により、市町村長は、児童虐待防止法第8条の2の出頭要求、同法第9条第1項の立入調査又は法第33条の一時保護の実施が適当であると判断した場合には、その旨を都道府県知事等又は児童相談所長に通知するものとされたが、当該通知があった場合においても、適切な対応を講ずる必要がある。

なお、都道府県知事等は、当該通知に係る措置の実施状況について、

現行

とを踏まえ、夜間休日を問わず、いつでも相談に応じられる体制の整備を図るため、24時間・365日体制対応協力員を配置するものである。

ア 24時間体制強化については、児童相談所が各々の通常の開所時間外の時間帯に、365日体制強化については、児童相談所が閉所している祝休日に、相談援助技術を有した児童相談所OB職員または民間団体やボランティア活動を通じ相談援助活動経験のある非常勤職員等を配置し、随時直接相談に応じられる体制を図るものとする。

イ 略

3 略

第4～8節 略

第7章 各種機関との連携

第1節 各種機関との連携の重要性

(1)～(4) 略

(5) このため、平成16年児童福祉法改正法により、地方公共団体は、要保護児童の適切な保護を図るため、関係機関等により構成され、要保護児童及びその保護者に関する情報等の交換や要保護児童等に対する支援内容の協議を行う要保護児童対策地域協議会を置くことができることとされた。

(6)～(10) 略

第2節 市町村との関係

1 略

2. 個別的事項

(1)～(8) 略

改正後

都道府県児童福祉審議会に報告しなければならないこととされている。

第3節 要保護児童対策地域協議会（子どもを守る地域ネットワーク）

1. 制度の趣旨

(1) 略

(2) このため、平成16年児童福祉法改正法において、

- ① 地方公共団体は、要保護児童等に関する情報の交換や支援内容の協議を行う要保護児童対策地域協議会（「子どもを守る地域ネットワーク」。以下、「協議会」という。）を設置できることとし、
- ② この協議会に、その運営の中核となり、要保護児童等に対する支援の実施状況の把握や関係機関等との連絡調整を行う調整機関（要保護児童対策調整機関）を置くこととし、
- ③ さらに、協議会の構成員に対して守秘義務を課すとともに、要保護児童等に関する情報交換や支援内容の協議を行うため必要があると認めるときは、協議会は、関係機関等に対して情報の提供等の必要な協力を求めることができることとされた。

(3) また、平成19年の児童福祉法の改正において、協議会の設置が努力義務化されたことから、児童相談所としても一層その設置に向けた支援を行う必要があることに留意されたい。

2 協議会の運営

(1) 設置主体

協議会の設置主体は地方自治法第1条の3に規定する地方公共団体である。協議会は、個別の要保護児童等に関する情報交換や支援内容の協議を行うことを念頭に置いていることから、基本的には住民に身近な市町村が設置主体となると考えられるが、地域の実情に応じ、複数の市町村が共同で設置することも考えられる。

なお、複数の市町村による共同設置については、一部事務組合や広域連合を設けることなく、事実上共同で設置することも可能である。

このように市町村が設置主体となる協議会については、児童相談所は、その構成員として参画し、個別ケースの見立てを行うなど、市町村の後方支援を行うことが期待される。

一方、都道府県等が設置主体となる協議会については、自らが、3に定める要保護児童対策調整機関になるなど、中心的な役割を果たすことが期待される。

(2)～(4) 略

現行

第3節 要保護児童対策地域協議会

1. 制度の趣旨

(1) 略

(2) このため、平成16年児童福祉法改正法において、

- ① 地方公共団体は、要保護児童等に関する情報の交換や支援内容の協議を行う要保護児童対策地域協議会（以下、「協議会」という。）を設置できることとし、
- ② この協議会に、その運営の中核となり、要保護児童等に対する支援の実施状況の把握や関係機関等との連絡調整を行う調整機関（要保護児童対策調整機関）を置くこととし、
- ③ さらに、協議会の構成員に対して守秘義務を課すとともに、要保護児童等に関する情報交換や支援内容の協議を行うため必要があると認めるときは、協議会は、関係機関等に対して情報の提供等の必要な協力を求めることができることとされた。

2 要保護児童対策地域協議会の運営

(1) 設置主体

協議会の設置主体は地方自治法第1条の3に規定する地方公共団体である。協議会は、個別の要保護児童等に関する情報交換や支援内容の協議を行うことを念頭に置いていることから、基本的には住民に身近な市町村が設置主体となると考えられるが、地域の実情に応じ、複数の市町村が共同で設置することも考えられる。

なお、複数の市町村による共同設置については、一部事務組合や広域連合を設けることなく、事実上共同で設置することも可能である。

このように市町村が設置主体となる要保護児童対策地域協議会については、児童相談所は、その構成員として参画し、個別ケースの見立てを行うなど、市町村の後方支援を行うことが期待される。

一方、都道府県等が設置主体となる要保護児童対策地域協議会については、自らが、3に定める要保護児童対策調整機関になるなど、中心的な役割を果たすことが期待される。

(2)～(4) 略

## 改正後

3～5 略

## 第4～11節 略

## 第12節 弁護士、弁護士会との関係

(1) 平成16年児童福祉法改正法により、保護を必要とする子どもに関する司法関与が強化され、また、平成19年の児童虐待防止法の改正による臨検又は捜索の制度等の導入など、児童家庭相談活動を行うに際して法的な対応が必要となる場面は増えてきている。

(2)～(3) 略

## 第13節 略

## 第14節 警察との関係

1～5 略

## 6. 虐待事例等における連携

(1)～(2) 略

## (3) 立入調査、臨検又は捜索等における連携

立入調査、臨検又は捜索等に当たっては、必要に応じ、子ども又は調査担当者に対する保護者等の加害行為等に対して迅速な援助が得られるよう、児童虐待防止法第10条により警察署長に対する援助の依頼を行い、これに基づく連携による適切な調査を行うとともに、状況に応じ遅滞なく子どもの一時保護を行うなど、子どもの福祉を優先した臨機応変に対応しなければならない。

なお、警察署長への援助の依頼については、緊急の場合を除き、行政組織を一体的に運営し、子どもの保護の万全を期する観点から、事前に文書により行うことを原則とする。

(4)～(6) 略

(7) 児童虐待防止法第10条の「必要があると認めるとき」とは、児童相談所長等による立入調査、臨検又は捜索、一時保護等の職務執行に際し、保護者又は第三者から物理的その他の手段による抵抗を受けるおそれがある場合、現に子どもが虐待されているおそれがある場合などであって、児童相談所長等だけでは職務執行をすることが困難なため警察官の援助を必要とする場合をいう。

警察官の「援助」とは、児童相談所長等による職務執行に際して、当該職務執行が円滑に実施できるようにする目的で、警察官が警察法、警

## 現行

3～5 略

## 第4～11節 略

## 第12節 弁護士、弁護士会との関係

(1) 平成16年児童福祉法改正法により、保護を必要とする子どもに関する司法関与が強化されるなど、児童家庭相談活動を行うに際して法的な対応が必要となる場面は増えてきている。

(2)～(3) 略

## 第13節 略

## 第14節 警察との関係

1～5 略

## 6. 虐待事例等における連携

(1)～(2) 略

## (3) 立入調査における連携

立入調査に当たっては、必要に応じ、子ども又は調査担当者に対する保護者等の加害行為等に対して迅速な援助が得られるよう、児童虐待防止法第10条により警察署長に対する援助の依頼を行い、これに基づく連携による適切な調査を行うとともに、状況に応じ遅滞なく子どもの一時保護を行うなど、子どもの福祉を優先した臨機応変に対応しなければならない。

なお、警察署長への援助の依頼については、緊急の場合を除き、行政組織を一体的に運営し、子どもの保護の万全を期する観点から、事前に文書により行うことを原則とする。

(4)～(6) 略

(7) 児童虐待防止法第10条の「必要があると認めるとき」とは、児童相談所長等による立入調査、一時保護等の職務執行に際し、保護者又は第三者から物理的その他の手段による抵抗を受けるおそれがある場合、現に子どもが虐待されているおそれがある場合などであって、児童相談所長等だけでは職務執行をすることが困難なため警察官の援助を必要とする場合をいう。

警察官の「援助」とは、児童相談所長等による職務執行に際して、当該職務執行が円滑に実施できるようにする目的で、警察官が警察法、警

改正後

察官職務執行法等の法律により与えられている任務と権限に基づいて行う措置である。なお、児童相談所長等による職務執行そのものは、警察官の任務ではなく、児童相談所長等がその専門的知識に基づき行うべきものであり、警察官は、児童相談所長等の権限行使の補助者ではない。

(8) 略

7 略

第15～16節 略

第17節 配偶者暴力相談支援センターとの関係

1. 配偶者暴力相談支援センターの位置付け

(1) 配偶者暴力相談支援センターは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、配偶者暴力防止法に基づき、配偶者からの暴力の被害者に対し次のような支援を行う行政機関である。

①～⑥ 略

(2) 略

2 略

第18～20節 略

第8章 児童相談所の設備、器具、必要書類

第1～2節 略

第3節 必要書類

(1) 略

(2) 児童相談所が相談援助活動を行うに当たって、保護者、関係機関等に交付する書類には次のものがある。これらの書類は、逐次児童記録票綴にファイルしていく。

①～⑬ 略

⑭ 出頭要求告知書（別添1及び3）

⑮ 告発状（別添2）

⑯ 臨検・捜索許可状請求書（別添4）

現行

察官職務執行法等の法律により与えられている任務と権限に基づいて行う措置である。なお、児童相談所長等による職務執行そのものは、警察官の任務ではなく、児童相談所長等がその専門的知識に基づき行うべきものであり、警察官は、児童相談所長等の権限行使の補助者ではない。

(8) 略

7 略

第15～16節 略

第17節 配偶者暴力相談支援センターとの関係

1. 配偶者暴力相談支援センターの位置付け

(1) 配偶者暴力相談支援センターは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（平成13年法律第31号。この節において「配偶者暴力防止法」という。）に基づき、配偶者からの暴力の被害者に対し次のような支援を行う行政機関である。

①～⑥ 略

(2) 略

2 略

第18～20節 略

第8章 児童相談所の設備、器具、必要書類

第1～2節 略

第3節 必要書類

(1) 略

(2) 児童相談所が相談援助活動を行うに当たって、保護者、関係機関等に交付する書類には次のものがある。これらの書類は、逐次児童記録票綴にファイルしていく。

①～⑬ 略

改正後	現行
<p>⑰ <u>面会・通信制限決定通知書（別添5及び7）</u></p> <p>⑱ <u>面会・通信制限解除決定通知書（別添6）</u></p> <p>⑲ <u>接近禁止命令書（別添8）</u></p> <p>⑳ <u>接近禁止命令取消書（別添9）</u></p> <p>㉑ <u>児童虐待防止法第13条の4に規定された報告書</u></p> <p>㉒ 略</p> <p>(3) 児童相談所が相談援助活動を行うに当たって、内部的に整理する必要がある書類には、次のものがある。</p> <p>①～⑱ 略</p> <p>⑲ その他措置等の各段階における報告書等</p> <p>第4節 統計 略</p>	<p>⑱ 略</p> <p>(3) 児童相談所が相談援助活動を行うに当たって、内部的に整理する必要がある書類には、次のものがある。</p> <p>①～⑱ 略</p> <p>⑲ その他</p> <p>第4節 統計 略</p>

改正後

現行

別添1 出頭要求告知書

別添1 (縦式例)

発第 号 平成 年 月 日	
出頭要求告知書	
(保護者氏名) 殿	
〇〇〇〇知事 印	
児童虐待の防止等に関する法律第8条の2の規定に基づき、次のとおり、児童を同伴して出頭することを求めます。	
出頭を求められる者	住所 氏名 生年月日 年 月 日生 ( 歳)
出頭を求める日時及び場所	日 時 平成 年 月 日 午 時 分
同伴すべき児童	氏名 男・女 生年月日 年 月 日生 ( 歳)
出頭を求める理由となった事実の内容	
連絡先住所	〇〇県〇〇市〇〇1-2-3 〇〇児童相談所〇〇課〇〇係
連絡先電話番号	01-2345-6789 (内線 1234)
<p>(注意) 1 正当な理由なく出頭要求に応じない場合は、当該児童の安全の確認又はその安全を確保するため、児童虐待の防止等に関する法律第9条第1項の立入調査その他の必要な措置を講ずることとなり、正当な理由なく当該立入調査を拒否した場合には、50万円以下の罰金に処せられることがあります。</p> <p>2 上記の出頭を求める日時又は場所について、やむを得ない理由により、出頭することが困難な場合、〇月〇日〇時まで、上記連絡先に連絡してください。</p>	

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

※ 「知事」名欄には、各自治体に応じて、政令指定都市の長、児童相談所設置市の長、委任を受けた児童相談所長名を記載のこと。

改正後

現行

別添2 告発状

別添2 (様式例)

平成 年 月 日

告 発 状

〇〇県〇〇警察署長 殿

1 告発人

住 所 〇〇〇県〇〇〇市〇〇〇1-2-3

職氏名 〇〇〇県〇〇児童相談所長 〇〇 〇〇 印

2 被告発人

住 所 〇〇〇県〇〇〇市〇〇〇4-5-6

氏 名 〇〇〇〇

3 告発の趣旨

被告発人の下記4の事実は、児童虐待の防止等に関する法律第9条第2項により適用される児童福祉法第61条の5の立入調査拒否罪に該当すると思料されるので、被告発人を処罰されたく告発する。

4 告発の事実

5 罰条

児童虐待の防止等に関する法律第9条第2項  
児童福祉法第61条の5

6 告発に至る経緯

7 証拠資料

8 添付書類



改正後

現行

別添3 出頭要求告知書

別添3 (様式例)

第 号  
平成 年 月 日

出頭要求告知書

(保護者氏名) 殿

〇〇〇〇知事 印

児童虐待の防止等に関する法律第9条の2の規定に基づき、次のとおり、児童を同伴して出頭することを求めます。

出頭を求められる者	住所	
	氏名	
出頭を求める日時及び場所	生年月日	年 月 日生 ( 歳 )
	日時	平成 年 月 日 午 時 分
同伴すべき児童	場所	
	氏名	男・女
出頭を求める理由となった事実の内容	生年月日	年 月 日生 ( 歳 )
連絡先住所 〇〇県〇〇市〇〇1-2-3 〇〇児童相談所〇〇課〇〇係		
連絡先電話番号 01-2345-6789 (内線 1234)		

- (注意) 1 正当な理由なく出頭要求に応じない場合は、当該児童の安全の確認又はその安全を確保するため、児童虐待の防止等に関する法律第9条第3項に基づき、裁判官の発する許可状を得た上で、当該児童の住所若しくは居所に臨検し、又は当該児童を捜索することがあります。
- 2 上記の出頭を求める日時又は場所について、やむを得ない理由により、出頭することが困難な場合、〇月〇日〇時まで、上記連絡先に連絡してください。

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

※ 「知事」名欄には、各自治体に応じて、政令指定都市の長、児童相談所設置市の長、委任を受けた児童相談所長名を記載のこと。

改正後

現行

別添4 臨検・搜索許可状請求書

別添4 (様式)

臨検・搜索許可状請求書

平成 年 月 日

裁判所

裁判官 殿

〇〇〇〇知事

㊟

児童虐待の防止等に関する法律第9条の3に基づき、下記の臨検・搜索許可状の発付を請求する。

記

1 保護者の氏名及び生年月日

年 月 日生 ( 歳)

2 臨検・搜索すべき場所

3 搜索すべき児童の氏名及び生年月日

年 月 日生 ( 歳)

4 児童虐待が行われている疑いがあると認められる事由及び資料

5 臨検・搜索させようとする住所又は居所に児童が現在すると認められる事由及び資料

6 児童の保護者が同法第9条第1項の規定による立入り又は調査を拒み、妨げ、又は忌避した事実及びそれを証する資料

7 同法第9条の2第1項の規定による出頭の求めに応じなかった事実及びそれを証する資料

8 7日を超える有効期間を必要とするときは、その期間及び事由

9 日出前又は日没後に行う必要があるときは、その旨及び事由

(注意) 1 「知事」名欄には、各自自治体に応じて政令指定都市の長、児童相談所設置市の長、委任を受けた児童相談所長名を記載すること。

2 児童の氏名、年齢が明らかでないときは、これらの者を特定するに足りる事項を記載すること。

3 事例に応じ、不要の文字を削ること。

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

改正後

現行

別添5 面会・通信制限決定通知書

別添5 (様式例)

		発第	号
		平成	年 月 日
面会・通信制限決定通知書			
(保護者氏名) 殿			
○○○児童相談所長			印
<p>児童虐待の防止等に関する法律第12条の規定に基づき、次のとおり、  同条第1項第1号に規定される下記の児童との面会  同条第1項第2号に規定される下記の児童との通信  の制限を行います。</p>			
制限を受ける者	住 所		
	氏 名		
	生年月日	年 月 日	生 ( 歳)
制限する理由			
対象となる児童	住所又は居所		
	氏 名	男・女	
	生年月日	年 月 日	生 ( 歳)
連絡先住所	○○県○○市○○1-2-3 ○○児童相談所○○課○○係		
連絡先電話番号	01-2345-6789 (内線 1234)		
<p>(注意) 1 この決定に不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、○○○知事に対し、不服申立てをすることができます。なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると不服申立てができなくなります。</p> <p>2 この決定に不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、○○○県を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定があった日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。</p>			

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

改正後

現行

別添6 面会・通信制限解除決定通知書

別添6 (様式例)

発第 号 平成 年 月 日						
面会・通信制限解除決定通知書  (保護者氏名) 殿  <div style="text-align: right; margin-right: 50px;">                     ○○○児童相談所長 印                 </div>						
次のとおり、○○○児童相談所長が、平成 年 月 日 発第 号により 制限した、児童虐待の防止等に関する法律第12条に基づく 同条第1項第1号に規定される下記の児童との面会 同条第1項第2号に規定される下記の児童との通信 の制限を解除します。						
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%; padding: 2px;">制限を解除される者</td> <td style="padding: 2px;">住 所</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;"></td> <td style="padding: 2px;">氏 名</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;"></td> <td style="padding: 2px;">生年月日 年 月 日生 ( 歳)</td> </tr> </table>	制限を解除される者	住 所		氏 名		生年月日 年 月 日生 ( 歳)
制限を解除される者	住 所					
	氏 名					
	生年月日 年 月 日生 ( 歳)					
制限を解除する理由						
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%; padding: 2px;">対象となる児童</td> <td style="padding: 2px;">住所又は居所</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;"></td> <td style="padding: 2px;">氏 名 男・女</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;"></td> <td style="padding: 2px;">生年月日 年 月 日生 ( 歳)</td> </tr> </table>	対象となる児童	住所又は居所		氏 名 男・女		生年月日 年 月 日生 ( 歳)
対象となる児童	住所又は居所					
	氏 名 男・女					
	生年月日 年 月 日生 ( 歳)					
連絡先住所 ○○県○○市○○1-2-3 ○○児童相談所○○課○○係 連絡先電話番号 01-2345-6789 (内線 1234)						

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

改正後

現行

別添7 面会・通信制限決定通知書

別添7 (様式例)

発第 号  
平成 年 月 日

面会・通信制限決定通知書

(保護者氏名) 殿

〇〇〇施設長 印

児童虐待の防止等に関する法律第12条の規定に基づき、次のとおり、  
同条第1項第1号に規定される下記の児童との面会  
同条第1項第2号に規定される下記の児童との通信  
の制限を行います。

制限を受ける者	住所	
	氏名	
	生年月日	年 月 日生 ( 歳)
制限する理由		
命令の有効期間	本日から平成 年 月 日まで	
対象となる児童	住所又は居所	
	氏名	男・女
	生年月日	年 月 日生 ( 歳)
連絡先住所	〇〇県〇〇市〇〇1-2-3 〇〇児童養護施設〇〇課〇〇係	
連絡先電話番号	01-2345-6789 (内線 1234)	

(注意) 1 この決定に不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、〇〇〇知事に対し、不服申立てをすることができます。なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると不服申立てができなくなります。

2 この決定に不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、〇〇〇県を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定があった日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

改正後

現行

別添8 接近禁止命令書

別添8 (様式例)

発第 号 平成 年 月 日	
接近禁止命令書	
(保護者氏名) 殿	
○○○○知事 印	
児童虐待の防止等に関する法律第12条の4の規定に基づき、次のとおり命令する。	
命令を受ける者	住所 氏名 生年月日 年 月 日生 (歳)
命令の内容	都道府県知事が特に必要と認める場合を除き、児童の住所若しくは居所、就学する学校その他の場所において当該児童の身辺につきまとい、又は当該児童の住所若しくは居所、就学する学校その他その通常所在する場所(通学路その他の当該児童が日常生活又は社会生活を営むために通常移動する経路を含む。)の付近をはいかいはしてはならない。
命令をする理由	
命令の有効期間	本日 から 平成 年 月 日まで
対象となる児童	住所又は居所 氏名 男・女 生年月日 年 月 日生 (歳)
	連絡先住所 ○○県○○市○○1-2-3 ○○県○○部(局)○○課○○係 連絡先電話番号 01-2345-6789 (内線 1234)
(注意) 1 本命令に違反した場合、児童虐待の防止等に関する法律第17条の規定により、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処せられることがある。 2 この決定に不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、○○○県を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができる。なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定があった日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができない。	

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

改正後

現行

別添9 接近禁止命令取消書

別添9 (様式例)

	発第 号 平成 年 月 日						
接近禁止命令取消書  (保護者氏名) 殿  <div style="text-align: right; margin-right: 50px;">○○○○知事 印</div>							
児童虐待の防止等に関する法律第12条の4第6項の規定に基づき、本日付けで、次のとおり、○○○○知事が、平成 年 月 日 発第 号により命令した接近禁止命令を取り消す。							
命令を取り消される者	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;">住所</td> <td></td> </tr> <tr> <td>氏名</td> <td></td> </tr> <tr> <td>生年月日</td> <td>年 月 日生(歳)</td> </tr> </table>	住所		氏名		生年月日	年 月 日生(歳)
住所							
氏名							
生年月日	年 月 日生(歳)						
命令の内容	都道府県知事が特に必要と認める場合を除き、児童の住所若しくは居所、就学する学校その他の場所において当該児童の身辺につきまとい、又は当該児童の住所若しくは居所、就学する学校その他その通常所在する場所(通学路その他の当該児童が日常生活又は社会生活を営むために通常移動する経路を含む。)の付近をはいかいはしてはならない。						
命令を取り消す理由	(Blank space for reason)						
対象となる児童	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;">住所又は居所</td> <td></td> </tr> <tr> <td>氏名</td> <td style="text-align: right;">男・女</td> </tr> <tr> <td>生年月日</td> <td>年 月 日生(歳)</td> </tr> </table>	住所又は居所		氏名	男・女	生年月日	年 月 日生(歳)
住所又は居所							
氏名	男・女						
生年月日	年 月 日生(歳)						
連絡先住所	○○県○○市○○1-2-3 ○○県○○部(局) ○○課○○係						
連絡先電話番号	01-2345-6789 (内線 1234)						

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

改正後

別添10 様式

(別添10様式)

発第 号  
年 月 日

〇〇警察署長 殿

児童相談所長

年 月 日付をもって貴職より少年法第6条の6第1項(1号又は2号)に基づき送致のあったつぎの児童について児童福祉法の規定により下記のとおり援助を決定したので通知します。

児 童	氏 名	性別 年齢
	住 所	
保 護 者	氏 名	
	住 所	
援 助 内 容	開始期日	
	内 容	

現 行

別添様式

(別添様式)

発第 号  
年 月 日

〇〇警察署長 殿

児童相談所長

年 月 日付をもって貴職より少年法第6条の6第1項(1号又は2号)に基づき送致のあったつぎの児童について児童福祉法の規定により下記のとおり援助を決定したので通知します。

児 童	氏 名	性別 年齢
	住 所	
保 護 者	氏 名	
	住 所	
援 助 内 容	開始期日	
	内 容	